

議第78号

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「400」を「430」に、「460」を「490」に、「660」を「710」に、「290」を「310」に、「600」を「640」に、「370」を「400」に、「1,060」を「1,130」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。